

本件訴訟の概要

本件訴訟は、松山大学経済学部准教授であり、女子駅伝部元監督であった原告が、本法人による懲戒処分の有効性を争い、その無効確認等を求めて提起した訴訟である。本件訴訟では、原告の言動に対する事実認定及び懲戒事由への該当性に加え、懲戒手続が関係法令及び学内規程に照らして適正であったか否かが主な争点となった。

1. ハラスメント申立てと認定に至る経緯

2019年11月11日、松山大学女子駅伝部員9名から、当時同部監督であった原告を被申立て人とするハラスメント申立てがなされた。これを受け、本法人ハラスメント防止委員会は、学生の安全確保を最優先としつつ、学内規程に基づき調査委員会を設置し、関係者への聞き取り調査など事実確認を行った。その結果を踏まえ、2020年4月、防止委員会は、申立て事項のうち9件について、原告の言動がアカデミック・ハラスメントに該当すると認定した。当該認定については双方から異議申立てがなされたものの、防止委員会は、調査委員会が慎重に調査を重ねたうえで適正な調査結果を報告していると認められることを理由に、さらなる再調査は行わないことを決定し、同年6月、認定は確定した。

なお、調査期間中には、学生が安心して活動できる環境を確保する観点から、原告の女子駅伝部監督業務を停止する措置が講じられている。

2. 懲戒処分の決定及び確定

ハラスメント認定を受け、本法人は、原告に弁明の機会を付与したうえで、学内規程に基づき、経済学部教授会及び常務理事会において、段階的かつ慎重な審議を行った。すなわち、常務理事会は、2021年1月26日、経済学部教授会での原告本人の弁明及び同教授会における審議結果に関する報告等を踏まえて審議を行い、原告が女子駅伝部監督として、指導中に部員の目の前でダンベル等の物を投げるなどの威圧的・暴力的行為を繰り返し部員に精神的苦痛を与えたこと、及び、合宿地まで移動する際、飲酒をした後、部員を乗せた車両を運転し、部員に恐怖を与えるなど、教育職員として不適切な行為を行ったことを懲戒の対象とし、原告に対し「停職45日」の懲戒処分を決定した。その後、原告から法人規程に基づく不服申立てが行われたことを受けて懲戒委員会が設置され、理事長より同委員会に対し、懲戒の軽重が妥当であるか諮問したが、2021年11月16日、同委員会より「令和3年1月26日付懲戒処分は妥当である」との意見が示された。これを受けて本法人は、2021年11月26日、原処分を維持することとした上、同日付辞令により原告を2022年2月15日から同年3月31日まで45日間の停職とした。

3. 訴訟の提起及び請求内容

原告は、以上のハラスメント認定及び懲戒処分について、調査・事実認定及び懲戒手続に問題があり、懲戒権の濫用に当たる違法な行為であると主張し、2022年2月21日、松山地方裁判所に提訴した。本件訴訟において、原告は

- ① 2021年11月26日付懲戒処分が無効であることの確認
 - ② 停職期間中の不払賃金（夏季手当を含む）133万2736円及び遅延損害金の支払い
 - ③ 損害賠償金220万円（内訳は慰謝料200万円と弁護士費用20万円）
- を求めた。

以上